

大阪府立成城高等学校の校則について

(平成30年4月9日版)

本校の生活指導の方針は二つの柱をもって根本理念としています。

一は、飲酒（同席、所持、習慣含む）、喫煙（同席、喫煙具・電子たばこ所持、習慣含む）、暴力など法令違反もしくは反社会的行為に対する指導で、指導内容に多少の違いはありますが、本校はもとより多くの高等学校で懲戒指導を行っています。

二は、マナーや生活習慣に関する指導で、卒業後の社会的適応や自立・自律を目的とした生活訓練です。善悪を判断基準とした指導とは違い、高校生活の中で繰り返しトレーニングを行い、常識と社会性とを兼ね備えた言動ができるよう習慣化させるためのもので、本校の特色の一つとなっています。

本校の生活指導は厳しさが際立つように受けとられることが少なくありませんが、「何のための指導か」を絶えず意識し、卒業後に「成城高校で良かった」と思える高校生活をおくってもらえることを企図して、長い年月をかけて策定してきたものです。

なお、本方針については年度途中であっても、校長が必要と判断した場合には改定を行うことがあります。

【1】はじめに

本校で定める「学校生活」とは学校内にいる時だけでなく、登下校時や校外活動を行っている時を含みます。つまり、授業、校外活動、部活動等のために自宅を出るところから始まり、それらが終了して帰宅するまでが「学校生活」です。このことは平日か休日かに関わらず適用されます。

【2】 制服指導

1. 生徒は学校生活全般において本校指定の制服（以下「制服」と称す）を着用しなければいけません。また、部活動や文化行事等、校外で活動する場合も、原則として制服を着用しなければいけません。ただし、活動の内容によっては制服以外の衣服の着用を一時的に許可することがあります。また、医療的な配慮が必要な場合などは個別に制服以外の衣服の着用を許可することがあります。（これを「異装許可」と称します）
2. 「制服を着用する」とは、外観として制服のみが着用され、しかも正しく着用されている状態を意味します。ただし、市販のカーディガンやベスト等がジャケットに隠れて「見えなくなっている」としても「私服の着用」として指導対象とします。また、制服であっても本来の着用方法ではない状態、たとえばズボンをずらして着用する行為（いわゆる「腰パン」）やスカートを腰の部分で折り曲げて短く変形するなどは「正しく着用」されている状態とはみなさず指導対象とします。尚、カッターシャツやスラックス、スカートの内側に着用する衣類はインナーウェアとしてみなすので、色や形などについて特に制限は設けませんが、その衣類の一部が外側から見える場合は違反行為として指導します。
3. 制服を不適切に作り変えた場合は本校指定の制服とはみなしません。また、このような行為があった場合は正常な状態に戻すか、もしくは新たに制服を購入し直

してください。また、作り変えた制服を他人から借りたり、もらったりした場合でも着用してはいけません。作り変えた制服でなくとも着用できないことがあります。たとえば他の生徒から譲ってもらったスカートが生徒の身長に合わず相対的に短くなる（または長すぎる）場合などは着用できません。

4. 防寒着を着用する場合は、ジャケットを着用しなければいけません。防寒のために、登下校時や休憩時間等に限り、防寒着・防寒具の着用を認めます。しかし、授業や実習、職員室に入室する時は、防寒着・防寒具を着用してはいけません。本校が認める防寒具は、手袋・マフラー・ネックウォーマー・耳当ての4アイテムとします。
 5. 膝掛け等の類は「制服以外の衣類」という点で違反ではありますが、次にあげる3つの条件の範囲内であれば当分は着用を認めます。
 - ① 授業と休憩時間中の着座した状態での使用に限る
 - ② 膝掛けを腰巻きやショールのような使い方をしない
 - ③ その他、学校生活の風紀を乱すことにつながらず、マナーが守られる状況が継続している
- ※帽子については本校特有の指導の経緯があり、学校生活全般において着用を禁止しています。ただし、体育や実習、部活動、行事等において、健康管理や安全のために担当教員が必要だと判断し、生徒に対して着用を許可または指示された場合に限り時間や場所を限定して着用を認めます。
6. 体操服や実習服は、その授業や実習に必要な衣類として、制服に準ずる指導方針を適用します。ただし、本校職員の許可や指示があった場合を除き、該当の授業や実習以外では、体操服や実習服を着用してはならず、制服を着用しなければいけません。また、体操服や実習服は指示された場所で更衣してください。
 7. 制服を着用せずに登校した場合は帰宅し、制服を着用した状態で再登校していただきます。定められた時間内に再登校した場合、その時間帯は出席停止とします。
 8. カッターシャツやブラウスは、半袖、長袖とも裾を内に入れる形状（マンハッタン・カット）なので、ズボンやスカートの外側に出して着用してはいけません。
 9. 入学年度によって制服の各アイテムの形状や仕様が違っていることがありますが、原則として入学した年度に販売されている型の制服を着用しなければいけません。また、違う型が販売されている異なる入学年度の生徒との間で譲渡・販売・貸与を行なって着用してはいけません。これは同居家族間のことも含みます。
 10. 以上の制服に関する方針に従わない場合は、別に定める細則に則って指導します。

【3】 頭髪指導

1. 頭髪については生来の状態（自然な地毛のままでいること）が理想であり、度を越えない程度（毛質や頭髪の色が変わらない程度）の整髪は問題ありませんが、それ以外の逸脱した行為は慎んでください。特に、染色や脱色については厳しく指導します。また、染色や脱色ではなくても、結果として頭髪の変色の原因となる行為（ドライヤーやアイロンの過度な使用、パーマ、縮毛矯正、日焼けサロンでの紫外線の影響等）については慎み、結果的に指導領域まで明るくなった場合は改善染色を指示します。対応が困難な場合は「パーマを禁止にする」ことを検討します。なお、部活動などで夏季の野外練習が多く紫外線が原因で色落ちした場合や、水泳に関し

て、体育の授業以外の場での入水頻度が高く、塩素等が原因で色落ちした場合は、個別の対応を行います。

2. 染色・脱色、その他ドライヤーやアイロンの過度な使用、パーマ、縮毛矯正、日焼けサロンでの紫外線の影響等に対する指導に際し、便宜上ナチュラルブランクのエクステンションを素材とした検査用アイテムを用い、それよりも明るい場合は改善すべき状況であるとして指導対象とします。
3. 一時的に髪の毛を染めるアイテム（黒彩等）については、使用することはできません。違反した場合は、指導対象とします。
4. 地毛の色が検査用アイテムよりも明るい生徒に対しては、別に定める手続きに従って地毛の色を測定し、その色の明るさをカラーリングレベルスケールの番号として記号化した上で、届け出・登録します（以下、これらの方法による色番号の登録を「地毛登録」と称します）。地毛登録した生徒が違反染色等を行って、登録番号よりも明るくなった場合は改善すべき状況であるとして指導対象とし、定期的に指導させていただきます。
5. 頭髪の色が改善すべき状況であると判断された生徒のうち、細則で定める特別な理由が認められる場合にあつて、かつ当該生徒が希望する場合は、「個別の改善計画」を契約することができます。この場合は、特別な扱いとなるため、別に定める取り決めを守らなければいけません。この取り決め違反した場合は、この指導を停止し、以降は再び「個別の改善計画」の契約は行いません。
6. 以上の頭髪に関する方針に従わない場合は細則に則って指導します。ただし、頭髪指導に関して、軽度の違反行為であってもそれらが繰り返され、指導に従う意志がないと判断された場合は「指導無視」として懲戒指導を行います。

【4】 登下校指導

本校周辺の道路は大変狭く、一方通行道路に囲まれている状況です。そのため、他の地域では問題のない行動でも近隣への迷惑、通行妨害、交通事故の原因となることがあることから、登下校に関する本校の指導方針は独特の厳しさがありません。

1. 登下校に際しては、無事故を心がけ、学校周辺や近隣はもとより通学経路においても迷惑行為や危険行為を行うことなく、常識豊かな節度ある言動を心がけてください。
2. 次の行為は登下校規律違反として指導します。
 - ・ 無許可で外出したり、早退した場合。未遂に終わった場合も含む。
 - ・ 学校の塀を乗り越えて校外に出たり、校内に入ったりした場合。未遂に終わった場合も含む。
 - ・ 徒歩、自転車を問わず信号無視をした場合
 - ・ 自転車の使用に際して道路交通法に違反した行為（二人乗り、並進運転、イヤホンやヘッドホン等で音楽を聴きながら自転車を運転する、携帯電話等を使用しながら自転車を運転する、等）を行った場合や、自転車に関する本校の指導方針を守らなかった場合
 - ・ 登下校や校外活動の際に学校外に違法駐輪（もしくは迷惑駐輪）した場合
 - ・ 事前の許可なく18時までに完全下校しなかった場合
 - ・ 本校が定める理由や手続きがなく、自動二輪や四輪車等（以下「自動車等」と称す）によって送迎された場合。ただし、自らが原動機付自転車や自動車

等を運転して通学したり、保護者以外が運転する自動車等によって送迎された場合は懲戒指導の対象とする。

- ・ その他、登下校時の行為として特別な指導が必要と判断された場合

3. 自動車等による送迎を許可する際の要件と手続き

本校では生徒の送迎については原則として保護者が運転する自動車等に同乗して登校する場合に限定します。その際の手続きとしては、生徒の送迎について保護者が事前に本校へ申請していただいた後、下記①～③に該当する場合に限って送迎を許可するかどうかを検討します。

- ① 医療的な理由で、徒歩や自転車での登校が困難な場合
- ② 教育相談上、または特別支援上の理由があり、自動車等での送迎が必要だと判断される場合
- ③ その他、自動車での送迎を認めるべき特段の事情があると判断される場合

なお『授業に間に合わせたい（遅刻を防ぎたい）』については、生徒の生活習慣の乱れが遅刻の主たる原因の場合は、原則として『学校として認められる理由』に該当しないとします

4. 自転車通学については本校の指導方針に従うことを条件に、希望者全員に許可しています。自転車通学を許可するに際しての指導方針は以下の内容を遵守し、一旦許可した後でも守ることができない場合には許可を取り消します。

- ① 自転車保険（または同等の保証を含む損害賠償保険）の加入
- ② 学校敷地内では自転車から降りて押して移動してください。正門付近の歩道前で降りて入校し、下校の際も正門から出て、周囲の安全確認を行うまでは自転車に乗ってはいけません。
- ③ 登下校の際は道路交通法等法令を守り、また歩行者や住民に迷惑をかけるよう配慮してください。
- ④ 正門前の歩道と道路について、東西（本校の両角）の信号間の道路は、横断して向かい側の歩道に移動することを禁止します。ただし、自転車については、左側通行を行うためには車道の端から端へ移動しなければならないので、禁止の対象外とします。また、職員が不審者対応や生徒の迷惑行為等を指導する場合は、例外的に道路の横断を行うこともあります。
- ⑤ 本校周辺の歩道は法令上自転車を運転しての通行が原則として禁止されています。従って、自転車通学を行う生徒は本校周辺では原則として車道を走行してください。ただし、自動車等が迫ってくるなど、身の危険を感じたときは、自転車から降りて（歩きながら自転車を押して）歩道を通行する等してください。

5. 登下校規律違反に該当すると判断された場合は細則に則って指導します。ただし、登下校時の行為に関して、軽微な迷惑行為が繰り返され、指導に従う見通しが立たないと判断された場合は「指導無視」として懲戒指導を行います。

【5】 携帯電話等に関する指導

1. 携帯電話を持ってきた場合は、敷地内に入る前に携帯電話等の電源を切り、一切の音や振動が発生しない状態にして、鞆（カバン）の中に入れておくことで指導

対象とはしません。ただし、電源を切ってもアラームが鳴る機種や設定もあり、その場合は、たとえ鞆の中であっても預かり指導を行います。また、電源を切っても、鞆の外、たとえば制服のポケットなどに入れていた場合は預かり指導を行います。

2. 携帯電話等を音楽プレーヤー専用として使用していて、通話やメールなどには用いていない場合でも、そのアイテムに通話や通信の機能が備わっている限り、携帯電話等として指導します。※（業者と解約していて通信機能等が備わっていない機種であっても、指導上の必要があり、携帯電話等持ち込みと同等の指導を行います）
3. 小型ゲーム機器など携帯電話等ではないものであったとしても、WiFi 等の通信中継機器類を持ち込んでいて、ある種の通信が可能な状態の場合は、携帯電話等を所持した場合と同様の指導方針を適用します。
4. 携帯電話等に関する上記1～3の方針に反した場合は細則に則って指導します。また、指導対象となった携帯電話等が保護者や友人等の所有物であったとしても同様の指導を行います。
5. 懲戒指導（懲戒処分）となった場合は、謹慎期間中、原則として生徒の携帯電話等を学校が預かります。

【6】 装飾品

1. 学校生活全般において装飾品を身につけることを禁止します。違反した場合は「その他の規律違反」として指導を行います。
2. 本規則における「指導対象となる装飾品」とは、学校生活に必要なでないアイテムが外から見えるように装着されているものとします。例えばピアス、ネックレス、ブレスレット（ミサンガ等含む）、指輪、付け睫毛、付け爪（ジェルネイル等含む）、睫毛のエクステンション、頭髪のエクステンション、カラーコンタクト、等です。また、ピアスの穴に装着する透明のアイテムも同様に指導対象となる装飾品です。
3. 視力矯正のためのメガネやコンタクトレンズ、ネクタイピン、男子のベルトのバックル等、用途が明確であり、かつ必要性が認められるものは指導対象となる装飾品とはしませんが、鍵、（キー）ケース、定期券入れ等の一部が外側から見える場合は「その他の規律違反」を適用します。ただし、鍵や財布、定期券入れ等をつないでいる紐・鎖・リングについては指導対象としません。用途とは無関係な飾りや形状等が存在する場合は装飾品として指導します。例えば、「アイテム[鍵、（キー）ケース、定期券入れ等]をつけずに、紐・鎖・リングのみ装着している場合」「髪の毛を束ねるゴム等の整髪用のアイテムに飾りが付いている場合」「整髪用のアイテムを整髪目的で使用されていない場合」等です。また、カラーコンタクトについては、視力矯正のためであっても許可できません。同様に、メガネについてもサングラスなど色が入っているものは禁止とします。生徒が判断に迷った場合は生活指導室へ確認に来てください。
4. 特別な事情があるアイテム（形見の品、お守り、十字架や数珠等信仰に関わる物等）については、外から見えない状態であれば指導対象としません。もし外から見える状態で身に付ける必要がある場合は、保護者から事情を聞いた上で、学校

として対応を検討します。

【7】 授業・実習・集会等に関する指導

1. 授業・実習・集会・行事等（以下、授業等と称す）では職員の指示に従わなければいけません。
2. 授業等における次のような行為は授業規律違反として指導を行います。
 - ・ 授業等に不必要なもの（携帯電話・オーディオ機器・化粧道具・飲食物等）は、机の上だけではなく、机の中に置いていたり、周辺に置いていたりなど、鞆等から出している状態であれば、全て授業規律違反として指導を行う。この場合、扱っていないくとも指導対象とし、携帯電話やそれに類する通信機能付属の機器については別途、「携帯電話等に関する指導」に則って指導する。
 - ・ 許可なく席や場所を移動したり、私語をやめなかったり、その他不適切な言動があった場合
 - ・ その他教科担当者や集会担当者等の指示に従わなかった場合
3. 不適切な行為を教科担当者以外の職員が発見した場合は、教室や実習室などの授業場所に入室して指導を行うこともあります。
4. 授業規律違反に該当すると判断された場合は、細則に則って指導します。ただし、著しい妨害行為や、軽微であっても指示に従わないことが繰り返された場合は「指導無視」として懲戒指導を行います。

【8】 教室・下足ロッカー等に関する指導

1. 教科書、ノート、ファイル、プリント、辞書等（以後、学習用具と称す）は教室や下足ロッカー、部室などの学校施設に置いてはいけません。個別の授業で使用する学習用具は毎回持って帰ってください。置いている場合は原則として、「その他の規律違反」を適用します。
2. 下足ロッカーには下足、上履き、体育館シューズを置くことはできますが、学習用具を置くことはできません。置いている場合は原則として「その他の規律違反」を適用します。

【9】 遅刻指導

1. 遅刻する場合は、午前7時45分から午前8時25分までに原則、保護者が電話連絡をしてください。
2. 午前8時25分に遅刻した場合は、理由如何にかかわらず、回数をカウントします。その日の放課後を中心に担任、副担任が指導します。
3. 無断遅刻した場合はカウントに加え、生活指導室で反省文、掃除等の指導をします
4. 無断欠席や電話連絡遅れ等の場合は生活指導室で反省文、掃除等の指導をします
5. 登校遅刻をした生徒は生活指導室で遅刻カードを記入し、授業担当者に渡します
6. 登校遅刻が4カウント目に達した場合、原則翌日に保護者懇談等を行います
7. 5カウント目は学年主任指導、6カウント目は生活指導部長指導、7カウント目は確認書を提出していただきます
8. 8カウント目で保護者が来校し、停学3日の懲戒指導を行います
9. 8カウント目以降は4の倍数回（12カウント目、16カウント目・・・）に達し

たとき保護者が来校し、懲戒指導を行います

10. 以下の生徒は指導対象とせず、カウントしません

- ・「忌引き」「出席停止」「電車延着（改札にて遅延証明書をもたらしてください）」
※遅延証明書は延着時間と登校時間の間に整合性が必要である
- ・「医療機関の領収書」や「事故を証明できる文書」等を提出した生徒
- ・「入院」「(持病等の) 医療的配慮が必要な生徒」
- ・「不登校傾向のある生徒が登校練習を行う場合」
- ・保健室にて養護教諭が要休養と判断した場合（但し、正当な理由なく「保健室に行っていた」「保健室に寄った」は認めない）
- ・「その他、学校として認められる理由がある生徒」

11. 授業間遅刻はカウントせず、生活指導室で反省文と掃除をします

【10】 欠席指導

1. 欠席する場合は、午前7時45分から午前8時25分までに原則、保護者が電話連絡をしてください。
2. 欠席した場合は、理由如何にかかわらず、回数をカウントします。翌登校日、担任、副担任が指導します。
3. 無断欠席や電話連絡遅れ等の場合は生活指導室で反省文、掃除等の指導をします
4. 欠席が4カウント目に達した場合、原則翌日に保護者懇談等を行います
5. 4カウント目以降は4の倍数回（8カウント目、12カウント目・・・）に達したとき保護者懇談等を行います
6. 5カウント目は学年主任指導、6カウント目は生活指導部長指導、7カウント目は進路指導部指導、8カウント目は教務部指導を行います
7. 12カウント目は進路指導部長指導、16カウント目は教務部長指導、20カウント目は保健部長指導を行います
8. 以下の生徒は指導対象とせず、カウントしません

- ・「忌引き」「出席停止」
- ・「入院」「(持病等の) 医療的配慮が必要な生徒」
- ・「不登校傾向のある生徒が登校練習を行う場合」
- ・「その他、学校として認められる理由がある生徒」

【11】 危険物の校内持ち込み

1. 危険物を校内に持ち込んではいけません。
2. 校内への持ち込みを禁止する危険物（以下「禁止危険物」と称します）とは、使用方法によっては人を傷つける可能性が高く、かつ学校生活に必要なものをさします。例えば「刃物（カッターナイフを含む）」「エアガン」「警棒」等です。これらは所持自体が指導対象となる場合もあります。一方、授業、部活動、文化祭等で使用する目的で、担当職員の指示や監督のもとに所持が許可されている道具については禁止危険物とはしません。
3. 禁止危険物を持ち込んだ場合の処置については、持ち込んだ物、および使用された状況によって、下記①～③について検討し指導を行います。
 - ① 銃刀法違反等として警察に届けるか否か。
 - ② 対処や指導について特別支援の観点が必要か否か。

③ 具体的な指導案

【12】 軽微な不適切行動

1. 次にあげるような軽微な不適切行動も厳に慎み、このような言動があった場合は「その他の規律違反」として指導します。

不適切駐輪、無登録自転車の乗り入れ、
自転車のステップを装着、軽微な暴言、度なしメガネ（サングラス等）
スリッパその他の不適切な履き物を着用しての登校、制服の裾折り、
市販のカーディガンや帽子等制服以外のアイテムの着用、軽微な指導無視、
不適切な場所にペットボトル・ゴミ等を捨てる等の行為、盗電、
学校生活全般においてガムを所持したり口に含んだりする行為、
食堂の食器を返却しない等のマナー違反、鞆に装飾品をつける行為、
更衣室以外での更衣、更衣室に鞆等を置く行為、絵入りマスク、
下足ロッカーの無施錠、下足ロッカーの上に靴や荷物を置く行為、
腰まわりに装飾品を付ける行為、その他の軽微な不適切行動・不適切行為

※上記の例に掲載するほどではないような極めて軽微な行為であっても、
学校風紀に影響があると考えられるものについては、年度途中に期間を定
めて「その他の規律違反」を適用することもあります。

2. 「その他の規律違反」に該当すると判断された場合は、細則に則って指導を行います。

【13】 アルバイトに関する指導

1. アルバイトを行う場合、以下の項目を遵守した上でアルバイト届を提出してください。
 - ①高校生の本分は学業です。成績不振、遅刻・欠席の増加の場合、懇談や補習等の対象とします。
 - ②午後10時以降は、原則禁止です。
 - ③その他、高校生としてふさわしくない業務内容でないこと。
2. 無届や届出内容に偽りがあった場合は、指導対象とします。
3. 辞めた場合はすみやかに生活指導室へ報告してください。

【14】 その他

1. 迷惑行為に関して

学校周辺および通学経路、校外学習が行われる場所周辺や往復路において、住民や通行者に迷惑をかける言動があった場合、迷惑な度合いが軽度であれば「その他の規律違反」を適用しますが、厳しい指導が必要だと判断される場合（コンビニ弁当や菓子類の食べ散らかし、長時間にわたる「たむろ」、他人の所有地に進入したり群れたりして不快感を与える行為や状態、その他）は「迷惑行為」として懲戒指導の対象とします。

2. 定時制の文化祭参加について

完全下校時刻を越えて、本校の定時制の文化祭に参加を希望する生徒に対しては、参加希望申請書を提出させ、注意事項を確認した上で参加を許可します。無許

可で参加した場合は登下校規律違反として指導を行います。

3. 謹慎中の生徒との関わりについて

謹慎中の生徒と関わることを禁止します。具体的には「会って話す」「電話での通話」「SNS等を含めたツイッターやLINE」「ネットの掲示板等での間接的な情報交換」等、一切禁止します。違反した場合は懲戒を含めた指導を行います。

【15】 規律指導に関する細則

1. 登下校規律違反、授業規律違反、その他の規律違反に該当すると判断された場合は次の通り指導を行います。ただし、悪質な場合は回数に関係なく懲戒指導を行うこともあります。

- ・ 1、2回目は反省文と清掃活動等を行います
- ・ 3回目は反省文と清掃活動等を課した上で、生活指導部長と話をします
- ・ 4回目は反省文と清掃活動等を課した上で、確認書を提出していただきます
- ・ 5回目は停学3日の懲戒指導を行います。それ以降、5の倍数回（10回、15回・・・）に達したとき、停学3日の懲戒指導を行います。

2. 携帯電話等に関する指導について、「電源切り忘れ」と「所持・扱い」に分けて指導を行います。詳細は以下の通りです。※固定電話の有無に関わらない。

【電源切り忘れ】カバンの中にある携帯電話等の電源の切り忘れ・アラーム音発生等については、その都度、携帯電話等を1泊だけ預かります。ただし「携帯電話等の所持」としての回数の累積は行いません。

【所持・扱い】ポケットに入れるなどカバンの外に所持したり、また学校内で携帯電話等を操作する行為（メールの確認等）に対する指導は下記の通りです。

- ① 1回目は反省文と清掃活動等を課した上で、携帯電話等を1泊以上預かります
- ② 2回目は反省文と清掃活動等を課した上で、携帯電話等を2泊以上預かります
- ③ 3回目は反省文と清掃活動等を課した上で、携帯電話等を3泊以上預かります
- ④ 4回目は反省文と清掃活動等を課した上で、携帯電話等を4泊以上預かり、確認書を提出していただきます
- ⑤ 5回目は停学3日の懲戒指導を行います。それ以降、5の倍数回（10回、15回・・・）に達したとき、停学3日の懲戒指導を行います。携帯電話等については、原則として、謹慎期間中は生徒が所持（または生徒がもっぱら使用）している全ての携帯電話等を預かり、解除の時に返却します。
- ⑥ 預かった携帯電話等の返却予定日が土日や祭日であった場合は休み明け（次の授業日）が返却予定日となります。
- ⑦ 預かった携帯電話等の返却については返却予定日の放課後に生徒へ返却します（生徒が欠席の場合はそれ以降）。その際、本人が携帯電話等の電源を入れ、操作確認後、再び電源を切り、鞆に入れてもらいます。もし鞆を持っていなかった場合は、翌日以降で鞆を持ってきたときに返却します。

3. 制服違反については、その程度に応じて以下の指導を行います。

- ① 軽微な違反 軽微な違反とは、その場で改善できる程度の違反をさします。
の場合 例えば、制服でないカーディガンや帽子その他の制服以外のアイテムを身に付けている場合、襟元からフードやタートルネックを出している場合、カッターシャツ・ズボン・スカートの内

側に着用している衣類が露出している場合等、外観として正しく制服を着用していない場合です。これらの違反があった場合は「その他の規律違反」として指導します。ただし、指導に対しその場で改善しなかった場合は「指導無視」として懲戒指導を行います。

また、カッターシャツやブラウスの裾をズボンやスカートの内に入れない場合には「その他の規律違反」を適用します。

- ② 中程度の違反の場合 中程度の違反とは、帰宅しなければ改善できないような違反をさします。必要な制服を着用して登校しなかった場合等が該当します。この場合は一旦帰宅後、再登校していただき、「その他の規律違反」を適用します。尚、定められた時間内に再登校した場合、その時間帯は出席停止とします。
- ③ 著しい違反の場合 著しい違反とは、制服を作り変え、学校生活において着用した場合は「指導無視」として懲戒指導を行います。また、作り変えた制服は現状回復、または買い換えによって完全に正常な状態にもどしてください。

4. 頭髪違反については次の通り指導を行います。

- ① 軽微な違反の場合 軽微な違反とは、過去に違反染色を行い、現在は本校の指導方針に従う姿勢を示している生徒について、改善染色の色が落ち、頭髪違反の状態になってしまった場合です。この場合は罰則規定を設けず、再び改善染色を行うよう指導します。しかし、教員の指示に対して適切な対処を怠った場合は「中程度の違反の場合」に移行したと判断して②の指導を適用します。
- ② 中程度の違反の場合 中程度の違反とは、①の指導に対して適切な対処を怠ったり、指示に従わなかったりする場合等です。この場合「その他の規律違反」を適用します。
- ③ 重度の違反の場合 著しい違反とは、新たに違反染色を行ったり、改善指導に従わなかった場合です。これらは指導無視として、1回目は校長嚴重注意、2回目以降は停学3日の懲戒指導を行います。

5. 頭髪指導における「個別の改善計画」の適用については、次のうち一つでも該当すれば適用が検討されます。

- ① 違反の程度が軽微で、かつ染色剤を使用するとかえって色が落ちてしまう毛質の場合
- ② 何度も改善のための染色（月に1～2回程度）を行なったため、毛質が痛んで効果が上がらず、自然に頭髪を伸ばしてカットする方が、むしろ早く改善できると判断できる場合
- ③ アレルギー体質等、皮膚が弱くて頻繁な改善染色ができない場合

6. 個別の改善計画を適用する場合の規約は次の通りです。

- ① 「卒業するまで染色をしない」と約束し、実行する。
- ② 染色とは黒染めを含む（黒染めできるなら改善計画の必要はない）。
- ③ 染色以外でも頭髪の色が変化するような行為は慎むこと（パーマ、縮毛矯正、日焼けサロン、ドライヤーやアイロンの過度の使用、等）。

- ④ 生徒は定期的に生活指導室で違反がないかどうか教員による確認を受けなければならない。この指導は「個別の改善計画」が終了するまで続く。

7. 地毛登録を適応する際の手順や規約は次の通りです。

- ① 「卒業するまで染色をしない」と約束する。ただし、進路等の事情により黒染めを行う場合は別途検討する。
- ② 染色以外でも頭髪の色が変化するような行為は慎むこと（パーマ、縮毛矯正、日焼けサロン、ドライヤーやアイロンの過度の使用、等）。
- ③ 正式に地毛登録された生徒は、各年度当初に生活指導室で確認を受けなければならない。これは卒業するまで続く。

8. 各種規律違反と携帯電話、遅刻・欠席指導に関する特例

毎年4月1日付けで、それまでの各種規律違反と携帯電話指導、遅刻・欠席指導に関する累積回数を全て0回にします。